

会長あいさつ

社団法人宮陵会 会長 狩野七郎



躍進の基礎固めの年に思う

このたびの東日本大震災において罹災された地域の卒業生会員の皆様には、卒業生19万人余を代表いたしまして心からお見舞い申し上げます。罹災されました地域が一日も早くに復興されますようお祈り申し上げます。

昭和24年公益社団法人として認可されて以来これまで活動してまいりました本会も、いよいよ平成25年11月末までに、公益社団法人として継続していくのか、あるいは一般社団法人に移行していくのか、もしくは解散するのか、法改正に伴った本法人の方向性を見極める年となりました。

この法人の移行につきましては、理事会内に法人人格等検討特別委員会を組織して鋭意検討をしております。この特別委員会の答申を受け、理事会におきまして協議してきました結果、一般社団法人として移行する方針を承認したところでございます。

このことは本年2月に開催されました第2回代議員会におきましてもご承認いただいたところでございます。そして、この方向性につきましては、会員皆様のご理解をいただいたうえで平成23年度通常総会にてご承認いただき、この移行措置に沿った申請の手続きに着手していく所存でございます。

これらの移行申請の諸課題におきましては、本部機能と支部との連携として行っております各種の援助制度などに関連する問題として、支部の会計諸

表についても本部会計への統一化が示唆されるなどの課題もございます。しかしながら、これらの課題も定款の中での支部の位置づけを変更することにより解決する対応策なども、専門家の助言をいただきながら更に検討を加えていく所存でございます。

したがって、これからの会の運営では、この23年度の一般社団法人への移行申請に向けた検討と実務的な手続きを監督官庁に相談を重ねていく重要な年でもあり、躍進への基礎固めの年でもあると考えております。

一方、全国組織として活動しております本会は、本部と支部との連携は会員相互の親睦はもとより神奈川大学の発展にも大きく寄与していると確信しているところでございます。

各支部の会員の高齢化と若年層会員の参加率の低下などの諸課題も改善の見通しがなかなか難しいところであり、また、本会の各種お知らせを送付するに当たりましては、会員の住所判明者数もなかなか上がらない現状ではあります。これらの改善には昨年組織化された大学の校友課の力が不可欠と考えており、本会と連携して積極的に卒業生の住所把握に努めていくことが重要と考えております。

本年度の総会への会員皆様のお出席をお願いいたしますとともに、一年後の総会ではありますが、平成24年度の総

会においては、適正で円滑な一般社団法人への移行が可能となりますように、定款変更も併せて提案させていただくことになろうかと考えております。

本会の一般社団法人への移行に関しましては、これまで以上に会員の皆様の一層のご理解とご支援ならびにご協力をお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、全国の会員の皆様から罹災地域の支部へのお見舞いと激励の言葉が本会事務局へ多数寄せられております。会員相互の絆の深さに改めて感謝申し上げます。私の故郷（宮城県栗原市出身）も大変な被害となっており、この先を案じておりますが、日本全国からの救援に留まらず、世界のあらゆる国からも援助が差し伸べられております。被災地域には、多くの卒業生会員が在住しておりますので、会員の安否もたいへん案じております。そのような中で、罹災地域で行政のリーダーシップを発揮されております卒業生の福島県知事の佐藤雄平氏、岩手県遠野市長の本田敏秋氏、宮城県石巻市長の亀山紘氏が先頭に立って行動されております。卒業生として誇りに思うと同時に全会員から大いなるエールを贈るものであります。がんばりましょう。罹災地の皆さん。

学長あいさつ

神奈川大学 学長 中島三千男



新卒業生に贈る言葉

皆さんご卒業おめでとうございます。

各学部を卒業した3,888名の皆さんには学士、大学院博士前期課程を修了した169名の皆さんには修士、博士後期課程を修了した10名の皆さんには博士、専門職学位課程（法科大学院）を修了した21名の皆さんには法務博士の学位が、それぞれ授与されました。また、大学院の課程修了とは別に、本学大学院に論文を提出して博士の学位を授与された方が10名おられます。私は、皆さんが長年の努力の結果、こうした学位を取得された事に対して、心よりお喜び申し上げます。

◆ 本年は、本当に残念ながらご家族を含めて一堂に会した、晴れやかな卒業式を挙行することは出来ませんでした。が、いうまでもなく、皆さんが長年の努力の結果としてそれぞれの学位を取得した意義はいささかも変わるものではありませんし、私共の皆さんに対する祝意も同様でございます。

さて、つい2週間前、3月11日に

◆ 発生いたしました、東日本大震災は死者・行方不明者が2万5千人を越す（3月24日現在）という戦後・1945年以降の自然災害としては最大の、そして津波だけの被害としては明治以降、最大の被害をもたらしました。またこの地震・津波に伴い発生した福島第一原子力発電所に係る事故も依然として予断を許さない状況が続いています。被災された方々、また避難を余儀なくされている方々に、神奈川大学の全教職員・学生を代表して心よりお見舞い申し上げます。とくに不幸にもお亡くなりになられた方々には心から哀悼の意を表しますとともに、一日も早い立ち直りをお祈り申し上げます。

◆ 本学においても皆さん方を含めて、津波の被害など甚大な被害を蒙った地域に住んでいる在校生は300名にもほつています。地震発生以来安否確認に全力をあげていますが、いまだ安否の確認ができてい

い方も数人おられます。また、家が倒壊したり流されたりしたという報告が10数件、家族が行方不明・連絡がとれないという報告も10件ほどあがってきております。また避難所などに身を寄せているという報告が50件ほどございます。

◆ 今後とも、安否確認の完璧を期すると共に、避難先などに身を寄せている学生にたいして、本学の寮などに一時受け入れる用意があることを伝えていきますし、また4月からの被災学生へのさまざまな生活支援・修学支援についても特別な措置を取り、万全を期したいと考えております。また避難所・被災地へのボランティアの派遣についても着々と体制を整えつつあります。

◆ さて、地震発生から2週間たち、ようやく津波による被災地にも十分な物が届き始め、また僅かながら復興の動きも報道されるようになりました。しかし、それとともに、これまで判らなかつた死者・行

方不明者が判明しはじめ、毎日千人単位で増えてきております。そしてなによりも、あの震災直後の黒々とした津波が街をなめつくし、破壊し尽くす映像は私たちの記憶に鮮明に残っています。また、福島第一原発の事故も依然として予断を許さない状況が続いています。原発の各号機の建屋が、爆発によって無残に折れ曲がった鉄骨をむき出しにしている様は、まるであの広島原爆ドームやチェルノブイリ原発を想起させます。さらに、この一画日は野菜や牛乳などの食品や飲料水等の放射能による汚染、それに伴う出荷制限、摂取制限も行われるようになりました。

こうして皆さん方は、これからの前途に言い知れぬ不安を抱かれています。しかし、冷静に振りかえってみますと、この不安感はずっと3月11日の東日本大震災によって突如もたらされたものでしょうか。確かに、今回の震災によって新たにたらされた不安感は大きなものがある

かと思いますが、しかし、その多くは実は皆さんが3月11日以前からもっていた不安感と無関係ではない、共通なものがあるように思います。

2008年秋のリーマンショック以降の世界的不況、とりわけ日本の経済的不況の中で、大学生の就職状況は超氷河期といわれるほど深刻な状況です。政府の発表によりますと、2月1日現在の就職内定率は77・4%で2年連続過去最低を記録したとあります。しかし、この数字は、抽出調査であるために、必ずしも実態を正確に反映しているものとは言えず、実態はこれよりも10数パーセント低いということが言われています。本学もまだ最終的な確定は出来ておりませんが、3月末段階で就職や大学院進学など進路が確定している人は全卒業生の70数パーセントになるのではないかと推定しております。その意味では全国の状況よりも良い状況、昨年の本学と比較しても同じくらいということですので、厳しい状況の中では健闘しているとい

ってもいい状況ですが、それにしても卒業生の20数パーセント、1000余名の方が、進路が決定しないまま卒業されるという厳しい状況は変わりません。また、例え就職できたとしても3年以内に離職する率は近年、全国的にも3割にものぼるとも言われています。

昨年、私は卒業式において次のようなことを述べました。

「皆さん方の現在の不安は、確かに直接的には一昨年のアメリカの金融危機に端を発したのですが、大きくは近代社会、日本で言えば明治維新以来、百数十年の間に造られた様々な仕組みがいま、地球規模で大きく転換を迫られているということから来ているものです。政治・経済・文化あらゆる側面においてこれまで当たり前だと思われていたこと、常識とされていたことが大きく壊れつつあります。その時代や分野において支配的規範となる物の見方や思想、社会全体の価値観などが劇的に革命的に変化することをパラダ

イムの転換（パラダイムチェンジ）ともいいますが、今、世界規模で、地球規模でのパラダイムの転換ともいえるべきことが起きているのです。例えば、近代においては資本主義のもとでの大量生産・大量消費が善とされてきましたが、今は、地球環境や人間にかかる負荷を極力抑え、持続可能な（サステナブル）社会への転換が求められています。また、これまで人間を優先して、自然を開発・開拓してきましたが、これからは自然と調和した暮らしが求められていきます。」

これまで当たり前前のごとくに行われてきたことが、今、大きく転換を迫られているということ。今までの常識や規範に頼る事は出来ない、しかしまた今までの常識や規範に変わる新しい常識・規範も生まれていない。何が正しいのか、何が良いのか、自分で判断しなくてはならないということ。今、皆さん方が漠然として感じている不安感の根源はここにあるのです。

たしかに、今回の未曾有の自然災害、津波を含む震災そのものは100年に一度の偶然的な自然災害かも知れませんが、しかし、私は、それを目を奪われて、こころした不安の根元、危機の根元を見失ってはならないと考えています。例えば、今回の震災を契機に東京電力管内では「計画停電」、「輪番停電」ということが行われています。そこで私たちが改めて気づいたのは、都市部を中心に、私たちが昼と夜の区別が付かないような生活をいかにあたり前のように送ってきたかということです。また屋内では平気で暖房を利かせ、冬場にもかかわらず上着を脱いで仕事や生活をしてきたかということです。私たちはそうした「快適さ」を追及するためにあまりにも安易に電力を消費してきたのではないのでしょうか。また、その電力をまかなうためにあまりにも安易に原子力発電に頼ってきたのではないのでしょうか。私たちがこれまで何の疑いもなく求めてきた、この「快適さ」の質が今問い直

されているのではないのでしょうか。

また、先日、NHKテレビの「クローズアップ現代」をたまたまみる機会がございました。いわゆる「非婚の時代」の結婚斡旋業のことが話題になっていましたが、今日多くの未婚の女性が、相手の男性に求める一番の条件は、高収入、すなわち自分（女性）が働かなくても暮らしが出来るということが条件だそうですね。その背景には女性の労働環境の厳しさ、子育てしながら働き続ける環境の未整備という背景があるのですが、そうした条件を満たす男性は極めて一部に限られており、しかもその限られた一部の男性でさえ将来は保証されていない、したがって未婚の女性が、そうした条件に固執する限り「非婚の時代」は終わらないだろうということでした。そしてまた、これからの日本の社会は男が働き、稼いで、女性が家事・育児をするという従来の価値観を転換し、男性も女性も働きながら共に家庭にも責任を持つという新しい価値観を定

着させなければ、またそれが出来るような環境を整備しなければ、家庭も会社も、社会も成り立っていかないだろうということでした。私も、こうした意見に同意するものです。

◆ 神奈川大学83年の歴史の中で、卒業式が中止になったのは、敗戦直後、横浜専門学校時代の1945年の9月卒業式（当時は9月卒業）の1回だけであるということです。今回の中止で、皆さん方はその2回目の卒業生になったわけですね。戦争中、とりわけ敗戦1年前・1944年のいわば「非常時」にあっても卒業式が行われていたということは、いかに卒業式というものが大学にとって大事な行事であったかをあらためて示し、それだけに今回卒業式を行い得なかったことは誠に痛恨の極みです。しかし、ここで私が強調したいのは、その敗戦直後、卒業式を行えなかった皆さん方の先輩たちが先頭に立って、戦前の日本社会とは異なる、戦後の平和・民主主義という新しい価値観を苦闘しながら築きあげ

て、今日の日本の「豊かな」社会を築き上げてきたということです。そして、今日、その先輩たちが築き上げてきた戦後の価値観、社会が多岐の矛盾・軋みをみせている今、是非、皆さんが、神奈川大学の歴史の中で2回目の、卒業式を行い得なかった皆さんが、先輩たちがそうであったように、先輩たちが築き上げた古い戦後の価値観、社会が変わる、新しい価値観、新しい社会をつくりあげるために、先頭に立って奮闘して欲しいということです。

◆ 皆様方のご健勝とご多幸を心より祈念して、卒業・修了にあたっての挨拶に代えさせていただきます。（ホームページより転載・一部語句を改めたところがございます。なお、現在では、在校生の安全確認は、全員からとれ、幸いなことに在校生は全員無事でした。大震災に関わる本学の、その後の取り組みについては、ホームページ「新入生向け特設サイト」の「学長からのご挨拶」を参照して下さい。）

社団法人宮陵会 法人格の検討について

法人格等検討特別委員会

新制度により平成25年11月末日までに、宮陵会は「公益社団法人」もしくは「一般社団法人」に移行をしなくてはなりません。このことを受け、宮陵会では、特別委員会を設置して、さまざまな角度から法人格について検討を行ってきました。今回、その中間報告が発表されましたので、ここに報告をいたします。

検討の経過

本会は、平成20年12月1日施行の新制度により5年間は特段の手続きをとることなく自動的に特例民法法人として存続しています。この間は従来どおりの社団法人宮陵会の名称を使用できますが、平成25年11月末日までに公益社団法人もしくは一般社団法人のいずれかに移行申請を行わなければなりません。この移行期間の終了までに移行申請を行わない場合は解散を余儀なくされます。

本会は、特別委員会を設置し、当委員会で法人格ならびに諸規程の問題などについて検討を行ってきました。

このようななか、平成21年12月8日に文部科学省による平成21年度特例民法法人実地検査が行われ、検査官総評のなかで、今後の移行申請について公益社団法人への移行もできるのではないかと所感が検査官から述べられました。この主たる理由は、平成20年度の実施事業ならびに収支状況からみると総事業の50%以上を公益目的事業として「神奈川大学への奨学金、神奈川大学への寄付などに費やしている」ことからこのような発言にいたったものと考えられます。

しかしながら当該年度は、大学の80周年記念募金への5千万円を支出している例外的な年度でもあり、当委員会としては、通常の年度での公益目的事業を50%維持していくことは、たいへん困難な状況との見解に至りました。その理由としては、今後の事業活動収入の主たる収入である準会員費についていうならば、将来にわたって学生数が現状を維持できることは保障されるものではありません。反対に、卒業生会員は毎年増加していくことから収支バランスは悪化することが予想されます。事業活動収入は減少傾向になる見込みであり、一方、事業活動支出は、会員相互の連携に要する経費の増加は避けられないことなどを勘案すると公益目的事業の50%維持はたいへん困難であると考えます。

また、公益社団法人に対する税制上の優遇措置についても、現状では本会が非営利型法人に該当し、「収益事業」を行っていないことから特段の不利益は無いものと考えております。

公益社団法人として存続することが難しくなり、仮に公益認定を取り消された場合には、「公益目的取得財産残額」を他の公益法人等へ譲渡しなければならなくなります。

他にも認定基準の適合可否については毎年行政庁の審査を受ける必要もあります。

一般社団法人の場合は、原則課税されますが保有財産の制限はありません。本会の実情からは、受取利子等に係る源泉所得税が課税されることとなりますが、行政庁による監督はありません。公益社団法人と違い公益目的事業50%の制限はありません。

以上のことから、一般社団法人への移行が望ましいとの結論にいたりました。

移行申請に係る課題等

現在の積立金など保有している財産については、これまで公益法人として取得したものであり、税優遇を受けていたものであることから、法人の自由意志で処分することができません。このため、新法人への移行に際しては今後の公益のための事業に費消する「公益目的支出計画書」を策定して、この計画が終了するまでの間は、行政庁の監督を受けることとなります。

なお、本会から学校法人神奈川大学へ寄付して残余財産を費消することは認められると解されます。今後、当会も定款の見直しをすることが必要であり、移行申請にあたり齟齬の無いようさらに検討することとなります。

移行スケジュール

平成24年5月の総会で一般社団法人への移行案を承認していただき移行申請手続きに入る予定です。

年 月	審議機関	内 容
平成23年5月	平成23年度通常総会	一般社団法人への移行方針案の審議、承認
平成23年7月	会報発行	会報「宮陵」に総会報告、役員改選報告、一般社団法人への移行案報告
平成23年7月	(新)理事会	一般社団法人への移行案審議
平成23年10月	全国支部長会議	一般社団法人への移行案協議
平成23年12月	会報発行	
平成23年12月	理事会	一般社団法人移行案を審議
平成24年1月	理事会	一般社団法人移行案決定
平成24年2又は3月	平成23年度第2回代議員会	総会議案審議 一般社団法人案
平成24年4月	会誌発行	会誌「宮陵」に一般社団法人案を掲出
平成24年5月	平成24年度通常総会	一般社団法人案を審議、承認
平成24年8月	会報発行	総会報告
平成24年10月	移行申請手続き	内閣府に一般社団法人としての移行申請

委員会等の開催状況

平成19年 9月14日	法人格等検討特別委員会	副委員長、書記の選出について
平成20年 2月 8日	法人格等検討特別委員会	公益法人の改正説明会の出張報告
平成20年 5月 8日	法人格等検討特別委員会	諸規程の整備
平成20年 6月24日	法人格等検討特別委員会	制度改革の方向性、諸規則検討
平成20年10月 3日	法人格等検討特別委員会	法人格検討
平成22年 1月20日	法人格等検討特別委員会	文部科学省実地検査指摘事項
平成22年 2月22日	法人格等検討特別委員会	法人格検討、定款の変更
平成22年 6月21日	法人格等検討ワーキンググループ	
平成22年 9月14日	法人格等検討ワーキンググループ	
平成22年10月29日	法人格等検討ワーキンググループ	
平成22年11月15日	法人格等検討特別委員会	中間報告

◆ OB大奮闘!! ◆ 深い悲しみのなかで

平成23年3月11日、東日本を襲ったマグニチュード9.0の大地震は未曾有の大惨事を引き起こしました。直接の被災地は言うに及ばず、厳しい状況は日本全国に大きな影響を与えています。復興に向けて、これからも様々な困難が待ち受けていると思います。そんな中、岩手県・宮城県・福島県・茨城県などで宮陵会の会員が寝食を忘れ頑張っています。

- ・福島県知事 佐藤 雄平 氏（昭和45年・経済学科卒）
- ・石巻市長 亀山 紘 氏（昭和41年・応用化学科卒）
- ・福島県棚倉町長 藤田 幸治 氏（昭和38年・法律学科卒）
- ・遠野市長 本田 敏秋 氏（昭和45年・法律学科卒）

各氏は職務とはいえ献身的な努力を絶え間なく続けております。その奮闘ぶりはTVや新聞などで報道されているとおりです。非常時とはいえ自らのお身体にも気をつけて、活動して頂きたいと思っております。

また、被災地での支部長さんの活躍にも頭が下がります。情報収集に奔走されているとのことですが、御苦勞をお察しいたします。これからも長い復興作業が待っていると思われませんが、がんばってください。私達も最大限の努力を続けていきたいと思っております。

今回の会誌の原稿依頼・編集作業は、大震災の前の2月から始まりました。そのため、記事の一部に若干現在の状況にそぐわない点や配慮に欠けた点があるかも知れません。また発行が延びみなさまへ会誌の到着が遅れた点もあわせご容赦いただきたいと思っております。

広報委員会